11月からはじまる新しいサービス

①口座振替の申し込みをキャッシュカードで簡単に！

これまでは金融機関で口座振替の手続きをする必要がありましたが、税務課の窓口で、キャッシュカードで申し込みができるようになりました（ペイジー口座振替受付サービス）。ぜひご利用ください。

ペイジー口座振替受付サービスとは？

税務課窓口の専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで口座振替の登録ができるものです。

申し込みに必要なもの

・口座振替を希望する人の口座のキャッシュカード
・手続きに来られる方の本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証等）

※暗証番号の入力が必要です。
銀行の届出印は必要ありません。

対象となる税金等

・町県民税（普通徴収）　・固定資産税
・軽自動車税　・国民健康保険税
・介護保険料　・後期高齢者医療保険料

登録できる金融機関

・但馬銀行　・播州信用金庫
・みなと銀行　・兵庫西農業協同組合
・姫路信用金庫　・ゆうちょ銀行
・但陽信用金庫

※金融機関の窓口での口座振替依頼書による申込みも、今までどおりご利用いただけます。

②税金等をクレジットカードや二次元コードで納付できます

クレジットカードや二次元コードを使って、税務課の窓口で税金等を納付できるようになりました。

対象となる税金等

・町県民税（普通徴収）　・固定資産税
・軽自動車税　・国民健康保険税
・介護保険料　・後期高齢者医療保険料

支払方法

利用できるクレジットカード

VISA　Mastercard　UnionPay　JCB　AMERICAN EXPRESS　Diners Club　DISCOVER

利用できる二次元コード

PayPay　d払い　au PAY　R Pay

問い合わせ先　税務課（☎27-8602（直通））

確定申告はスマホとマイナポータル連携でもっと便利に

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税及び消費税等の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成、e-Tax（イータックス）による送信ができます。自動計算されるので計算誤りもありません。

⚠ マイナンバーカードの電子証明の有効期限切れや失効にご注意ください。

「自宅で完結！マイナンバーカードでe－Ｔａｘ」

「確定申告書等作成コーナー」

（姫路税務署　個人課税部門）

土地・家屋の売買等をしたときは所有権移転登記もお忘れなく！

固定資産税は土地・家屋などの固定資産の所有者にかかる税金です。

納税義務者は、毎年１月１日時点で法務局の登記事項証明書に登記されている所有者です。例えば、年内に売買した場合でも１月１日時点で所有者の名義が変更されていなければ、納税義務者は変更されません。売買等で所有者が変更されたときには、速やかに法務局で所有権移転登記をしてください。

また、未登記家屋の名義は役場税務課で変更します。売買等をした場合は、１月１日までに未登記家屋名義変更申請書を必要な添付書類とともに提出してください。

問い合わせ先

税務課　資産税係（☎27-8602（直通））

秋季全国火災予防運動

11月9日（月）～15日（日）

【全国統一防火標語】

『火の確認　いい日を支える　いい習慣』

住宅防火　いのちを守る　10のポイント

ご存じですか？地震による火災の過半数は電気が起因という事実

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち、過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です

「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときは、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

耐震対策等と合わせて取り組むとさらに効果的です

- 避難経路の確保等のために、建物の耐震化や家具の転倒防止等に取り組みましょう。
- 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認を行ってください。

（姫路市中播消防署予防担当　☎23-0119）

11月は「リチウムイオン電池による火災防止月間」です

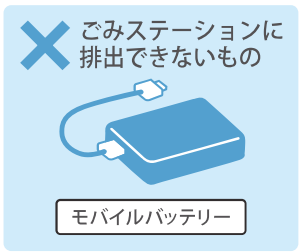
リチウムイオン電池は小型で軽量、充電して繰り返し使える利便性から、身近な物でさまざまな電子機器に使用されています。一方で、破損や変形により、発熱・発火のおそれがあり、収集時やごみ処理施設で火災を引き起こす可能性があります。環境省では、11月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」とし、使用時・廃棄時における火災防止を呼びかけています。

モバイルバッテリーのようなリチウムイオン電池本体はごみステーションに排出できません。電気製品販売店等にご相談いただくか、役場住民生活課に直接持参してください。電池の取り外しができない一体型の電子機器（加熱式たばこやハンディファンなど）は、電池の残量をゼロにしてから不燃ごみとしてごみステーションに排出してください。ご理解とご協力をお願いします。

このマークが目印です







問い合わせ先　住民生活課（☎27-8604（直通））

11月 マイナンバーカード

【休日受付窓口】

日　　時　11月29日（日）　9:00～12:00

受付場所　役場　住民生活課

※開設日直前の金曜日17:00までに要電話予約

【個人宅等出張申請受付】

申請等のために役場に来ることが困難な人を対象に、職員が個人宅等へお伺いし、写真撮影から申請受付までを行います。

※自宅以外への出張申請を希望する人は、事前に施設等の了承を得てください。

予約・問い合わせ先　住民生活課　マイナンバー担当

☎0790-27-8604（直通）

★平日の電話での予約が難しい人は、メールでお問い合わせください。

✉jumin@town.fukusaki.lg.jp



神崎郡消費生活中核センターだより

占いサイトのトラブルにご注意！

夜の時間が長くなる季節、スマートフォンを何気なく眺めていると、占いやＩＱテスト、性格診断などの広告に目がとまり、興味をひかれたことはありませんか。近年、こうした占いや鑑定のサイト・アプリ（以下、占いサイト等）の利用に伴うトラブルが増えています。被害を未然に防ぐために知っておきたいトラブルの実例とその手口を紹介します。

全国の消費生活センターに寄せられた相談事例

【事例１】無料鑑定のはずが、「宝くじに当選する」と言われ高額の支払いに



メッセージアプリで見た「無料鑑定」の広告から占いサイトに利用登録した。鑑定士から「あなたは特別な強運の持ち主」「宝くじの高額当選に導く」とのメッセージが届き、金運パワーを高めるために無料期間を過ぎた後も有料のやりとりを続けた。メッセージ送信に必要なポイント購入のために銀行口座振込で総額100万円を支払ったが、いつまでたっても高額当選の結果が出ないので騙されていると気がついた。返金してほしい。

【事例２】１回だけの利用のはずが、いつのまにかサブスク契約に

ＳＮＳの広告で知った診断サイトで「ＩＱテスト」を受けたら、診断結果を見るためには100円が必要だと表示された。無料だと思っていたが、低額だったのでクレジットカードで決済した。数か月後、クレジットカードの利用明細を見たら毎月5,000円が決済されており、サブスクリプション（自動継続）契約になっていることに気がついた。海外の会社で、解約の方法がわからない。

多くは、インターネット検索やＳＮＳの広告、スマートフォンに届いたＳＭＳやメールをきっかけに占いサイト等にアクセスしたことから始まっています。広告で「無料」をうたっていても、最終的に高額な支払いや意図しない有料契約などのトラブルに発展する事例が後を絶ちません。違和感に気づいてやめようと思っても、「鑑定士」を名乗る人物から不安をあおる言葉で引き止められたり、解約方法が分からなかったりして、支払いを継続させられる手口が目立っています。

トラブルを防ぐためのアドバイス



- **「無料鑑定」「無料診断」にはご用心**：無料・低額だからと気軽に個人情報やクレジットカード番号を入力しないようにしましょう。
- **会社情報と利用規約を確認する**：占いサイト等を運営する会社の情報と利用規約を必ず確認しましょう。決済ボタンを押す前に、サブスク契約の条件が隠れていないか注意しましょう。
- **占い師や鑑定士の言葉をうのみにしない**：自分だけだと思わせるメッセージも実際は多数の消費者に送信されています。安易に返信しないようにしましょう。
- **やりとりの内容や支払いの証拠を残しておく**：鑑定士とのメッセージのやりとりや決済画面のスクリーンショット、振込明細票などは保存しておきましょう。
- **クレジットカードの利用明細を毎月確認する**：不審な継続請求がないかを定期的にチェックしましょう。

神崎郡消費生活中核センター（生活科学センター内）（☎22-4977）
受付　火～金曜日 9:00～16:00（月曜日休館）
消費者ホットライン（局番なし188）
受付　平日 9:00～17:00、土日祝日 10:00～16:00

困ったときは消費生活センターへ

少しでも不審に思ったり、トラブルに遭ったと感じたら、一人で悩まず早めに消費生活センターにご相談ください。

福崎町文化財だより 90

福崎町教育委員会
柳田國男・松岡家記念館
神崎郡歴史民俗資料館



「角蔵」の建築年代

三木家住宅の敷地北側、酒蔵（酒造蔵）に接して建っているのが「角蔵」と呼ばれる建物です。現在は宿泊施設の客室として活用されていますが、元は道具倉庫などとして利用されていました。土蔵造りの2階建（一部平屋）で、建築年代は江戸後期といわれていました。

これまで角蔵がいつ建築されたのか、わかっていませんでしたが、令和元年度に改修工事を行った際に、天井から年代が書かれた棟札が発見されました。また、最近の調査で角蔵の建築に関する資料が見つかったことで、角蔵の建築年代がわかりました。


改修前の角蔵（北から撮影）

三木家文書の中の『諸事控四番』は、三木家7代当主・通深が天保8年（一八三七）から天保11年に記した大庄屋としての職務などに関する日記です。この中に角蔵建築の経緯が書かれています。

これによると、角蔵は購入費用が銀三二〇目（匁）。西谷村の平三郎から買い取った土蔵で、解体して運び、天保9年（一八三八）に酒蔵の北に建てられました。ただ、この土蔵は柱がとても歪んでいたので、柱はこの時まっすぐな木に取り替えられています。この普請には「弐貫五六百目」（銀二千五～六百匁程度）の費用がかかりました。

通深の父である6代通明が記した『諸事控』には文政8年（一八二五）に酒蔵の北の建物を「東裏」（現在の三木家住宅ともちむぎのやかたの間）へ移動したという記述があります。角蔵はこの建物がなくなり空いた場所に建てられたと考えられます。


角蔵の天井に打ち付けられた棟札

棟札は、建物の新築や修理の際に、工事の記録や安全を祈願して棟木などに取り付ける札です。角蔵の棟札には「天保九戊戌年四月吉日」と墨書きされています。左右に見える「手置方位命（手置帆負命）」「彦狭脩理命（彦狭知命）」はいずれも建築の神様です。この棟札から、角蔵の建築を請け負ったのが北野村大工金藤佐右衛門だったこともわかりました。

これらの資料から、角蔵は天保9年に建てられた土蔵で、その際に柱が新しく取り替えられていたことや、建築は地元の大工が行ったことが新たに明らかになりました。


『諸事控四番』

天保九戊戌年
一　土蔵　壱ケ所
　桁行　四間半
　梁　弐間
　代銀　三百弐拾匁
右　土蔵去酉（ママ）　中西谷村　平三郎方ニテ
買請其侭預ケ置当戌（ママ）　入足遣シ潰シ
此方え取寄セ酒蔵之北ニ地形いたし普請いたし候

開館10年
大庄屋三木家住宅
―建物からひもとく三木家の歴史―

三木家住宅主屋部分の保存修理工事が終わり、主屋が三木家や地域の歴史を紹介する展示施設として公開を開始してから今年で10年になります。

現在開催中の特別展示では、この節目に県指定文化財三木家住宅を改めて紹介するとともに、そこから垣間見える三木家の歴史をひもときます。ぜひお越しください。


（拓影）

主屋「かみのま」「中のま」の増築年代を示す鬼瓦の刻銘（元文2年・一七三七）

11月29日（日）まで開催　入館無料

●会　　場　三木家住宅　主屋
●開館時間　9:00～16:30（入館は16:00まで）
●11月は月曜日、祝日の翌日以外開館しています

三木家入門講座⑩　無料・申込不要

保存修理工事から学ぶ三木家住宅の歴史

三木家の基礎知識を楽しく学べる入門講座です。今回は特別展にちなんで三木家住宅にまつわるお話です。建物も見学しながら、三木家の建物の魅力をわかりやすく解説いただきます。

日時　11月28日（土）13:30～15:00
講師　尾瀬耕司さん（神戸建築文化財研究所）

井上通泰生誕一六〇年記念秋季企画展
鼎と通泰 資料紹介

柳田國男・松岡家記念館の秋季企画展では松岡五兄弟の長兄・松岡鼎と三兄・井上通泰についての展示を行っています。今回は展示資料のなかから、大庄屋三木家に残された鼎の書簡をご紹介します。

兄弟の中で「いちばん郷里に帰りたく（『故郷七十年』「兄の望郷心」）」思っていたと記される鼎ですが、播州へ帰省したのは生涯で数回のみと考えられています。そのうちの一回は大正12年（一九二三）1月のことで、通泰と二人連れ立っての帰省でした。生野町本行寺の祖父眞継陶庵（まつぎとうあん）の墓に詣で、大庄屋三木家に投宿しました。

本資料には、三木家での歓待への感謝や、辻川を発ってから三重県の鳥羽に泊まり、伊勢神宮を参詣して帰宅したことなどが記されています。


三木拙二宛松岡鼎書簡
（大正12年1月9日）［三木家蔵］

◆講演会のご案内◆

本年度も、柳田國男・松岡家記念館顧問で東京学芸大学名誉教授の石井正己先生に、ご講演いただきます。

日時　11月15日（日）13:30～
場所　神崎郡歴史民俗資料館２階
演題　「『柳田國男大事典』を編集して」
その他　受講無料・事前申込み不要

歴史民俗資料館だより

令和8年度特別展
お店からみる福崎
12月20日（日）まで開催

本年は、昭和元年（一九二六）から起算して満百年を迎えます。当館ではこの節目を記念し、昭和に転換期を迎えた地域のお店をテーマとした展示を行っています。

今回は展示の中から、「玉垣」について紹介します。

地域にどんなお店があったか知りたいとき、手がかりの一つになるのが神社にある玉垣です。玉垣をよく見てみると「いづみや百貨店」といった店名や「アンパン商」のように職種が刻まれているものが発見されます。また、お店があった村名や地区名も一緒に記されていることがあります。奉納年が明らかになると、店の商い・所在地だけでなく、年代まで知ることができます。

玉垣は豊富な情報をもち地域の歴史を伝えてくれる貴重な資料です。


駅前　いづみや百貨店
玉垣
（高橋地区・廣田神社）



～福崎の身近にある歴史を掘り起こそう～
虚無僧の取締り―庄地区文書から―

神戸大学大学院人文学研究科　特命講師　井上　舞

時代劇にはしばしば袈裟を掛け、籠を逆さまにしたような深い編笠をかぶり、尺八を吹きながら周囲を徘徊する怪しい人物「虚無僧」が登場します。とはいっても時代劇の場合は、敵の動きを探ったり、暗殺のために虚無僧に扮する偽物がほとんどです。

本来の虚無僧は、禅宗の一派、普化宗に属する僧侶です。髪を剃らない半僧半俗の体で、尺八を吹いて喜捨（お布施）を請いながら全国を行脚修行していました。

しかし中には多額の喜捨や賄いを要求したり、宿泊を強要する困った虚無僧も横行していました。髪を剃って僧形になる必要がなかったこともあり、浪人や遊芸人が風体を真似ただけの似非虚無僧も多く紛れていたのです。

こうした似非虚無僧が村に来ても、本物かどうかの区別はできず、かといって無下にすることもできず、村人たちも困っていたようです。

江戸幕府は、普化宗を公認する一方、同宗の寺院に虚無僧を取り締まらせました。関西では、京の明暗寺がその責を担い、似非虚無僧対策のため、各地に取締役をおいて対応したようです。（『相生市史』３巻）

さて、今回紹介するのは、庄地区に残されていた、幕末の虚無僧の取り締まりに関する文書です。

文書の日付は「慶応寅年」（慶応２年／１８６６）10月。差出は「虚無僧取札役取締武田主計、後見武田一斎」となっています。

文書の大まかな内容は以下の通りです。

①この度、私（武田主計）が御領分（姫路藩）の宗門取締となったので、今後虚無僧に関することは、私まで申し出てほしい。

②虚無僧姿の者が合力（喜捨）や賄いを強要してきた場合、①のことを伝え、それでも聞き入れないときは、その場に留め置き、私まで申し出てほしい。

③虚無僧姿の者で争論し、怪我人が出た場合は、私まで申し出てほしい。また宗門御役所で対応すべき場合、大坂奉行所に届け出なければならないような場合でも、すべて当宗門に関わることはこちらから届出をする。

右の件につき、このたび宗門御役所に届出の上、印書を差し入れたので心得ておくように。

虚無僧に関するトラブルについては、「虚無僧取札役」が対応するので、何かあれば申し出てほしいといった内容が書き連ねられています。また「虚無僧」ではなく「虚無僧姿」という表記をしているあたり、似非虚無僧への対策を強く意識していることがうかがえます。

この文書の宛先は「庄村役人中」となっていますが、どうやらこのとき、二人は庄村だけでなく、周辺の村々にも同様の文書を配っていたようです。「姫路藩山崎組大庄屋日誌」（『福崎町史』４巻所収）の慶応２年10月18日条には、

姫路の武田一斎、同主計が、（山崎）組内の村々に「一札」を１枚ずつ持参していた。私は病気だったので長野村庄屋善二郎に取次ぎをさせた。

といった内容が記されています。この記述から、武田主計・一斎は対岸の山崎組のほうにも足を延ばしていたことがうかがえます。

こうした似非虚無僧取り締まりに関する文書は、姫路や龍野周辺でも確認することができます。

福崎町域における虚無僧の活動については、今のところ庄地区文書の１点しか確認できていないため、具体的なことはわかりません。ただこうした文書が村々に配られたことから考えると、福崎の周辺でも似非虚無僧に関するトラブルがあったのかもしれません。


覚（虚無僧取締につき）庄地区文書


虚無僧（『昔話稲妻表紙』（国文学研究資料館所蔵））を加工

https://doi.org/10.20730/200004158

第14回子どもふるさと展 開催中!!

今年も、第14回柳田國男ふるさと賞の優秀作品を展示しています。福崎町の歴史や文化を研究した、小・中学生の力作をぜひご覧ください。

一期 柳田國男・松岡家記念館2階会議室
11月23日(月・祝)まで開催中

二期 福崎町立図書館 メディアルーム
11月28日(土)から12月20日(日)まで

問合せ 柳田國男・松岡家記念館(☎22・1000)



日本民俗学会 研究奨励賞授与式

福崎町では、日本民俗学会の研究奨励賞に副賞を贈っています。この賞は次世代の民俗学を担う若手研究者へ授与されるものです。

今年は杉浦ちなみさん(法政大学現代福祉学部専任講師)の著書「奄美シマウタと郷土教育 学ばれる「地域文化」」が受賞されました。10月17日(土)に玉川大学で開催された日本民俗学会第78回年会における研究奨励賞授賞式で福崎町賞・金10万円をお贈りしました。

なお、受賞論文は福崎町立図書館で閲覧できます。



受賞者の杉浦さんと千家教育長

岩田健三郎さんの版画教室

今年も岩田健三郎さんによる版画教室を開催します。ポストカードサイズの版画作品を作ってみませんか。

日　程　12月6日(日)
時　間　13:30～
場　所　歴史民俗資料館2階
材料費　200円
持ち物　筆記用具、彫刻刀
定　員　20人
問合わせ　柳田國男・松岡家記念館(☎22-1000)

11月は文化財保護強調月間です

文化財は、地域の歴史を伝えてくれる大切なものです。かけがえのない郷土の歴史遺産を、これからも長く未来へ守り伝えていきましょう。



県指定文化財(無形民俗)かくしほちょじ(鍛冶屋)

柳田國男・松岡家記念館 歴史民俗資料館 利用案内

開館時間　9時～16時30分
休館日　月曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日(土・日曜の場合は開館)、12月28日～1月4日
入館料　無料
交通　JR播但線で福崎駅下車、タクシー約10分。車は播但連絡道路・中国自動車道で福崎I.Cから約5分、または国道312号を利用。



福崎町文化財だより(90)
発行　令和8年11月5日
・福崎町教育委員会
福崎町南田原3116の1
☎0790(27)8620(直通)
・柳田國男・松岡家記念館
・神崎郡歴史民俗資料館
福崎町西田原1038の12
☎0790(22)1000(記念館)
☎0790(22)5699(歴民)

《付近見取図》

